

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令案」の概要

環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、国内希少野生動植物種等の個体の違法捕獲等をした者又は希少野生動植物種の個体等の違法譲受け若しくは引取りをした者に対する措置命令（新法第 11 条第 1 項・第 14 条第 1 項）及び環境大臣による代執行等（新法第 11 条第 2 項・第 14 条第 2 項）に係る規定の新設等の措置を講じている。

これを踏まえ、これらの代執行等に係る細目に関する事項その他所要の規定を整備するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成五年三月二十九日総理府・通商産業省令第一号）の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 環境大臣が新法第 11 条第 2 項、第 14 条第 2 項の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならないこととする。
- (2) 次の各号に掲げる場合について、新法第 52 条第 1 項の規定により環境大臣が納付を命ずる費用の額は実際に要した費用の額とし、その納付期限は当該各号に定める日と規定する。
 - ①新法第 11 条第 2 項の規定により費用を負担させようとする場合 当該規定により環境大臣が生きている個体の譲渡しその他の必要な措置をとった日から相当の期間経過した日
 - ②新法第 14 条第 2 項の規定により費用を負担させようとする場合 当該規定により環境大臣が個体等の譲渡しその他の必要な措置をとった日から相当の期間経過した日

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）